

全建事発第 132 号
令和 4 年 1 月 18 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

石綿ばく露防止対策の推進等について

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）、石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 96 号）及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 3 号）がそれぞれ令和 2 年 7 月 1 日、令和 3 年 5 月 18 日、令和 4 年 1 月 13 日に公布されたことを踏まえ、今後の石綿ばく露防止対策を推進することとした旨、厚生労働省より周知依頼がありました。

また、石綿則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）について、船舶の解体・改修工事に係る所要の改正を行うこととした旨、同様に周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 01_厚生労働省通知文（基発 0113 第 5 号）
- ・ 02_厚生労働省通知文（基発 0113 第 2 号）（石綿則等の一部改正（船舶））
- ・ 03_参考：厚生労働省令第 3 号

以 上

【担当】 事業部 八重樫

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp